

ケミトックス 環境ニュース (Vol. 26)

2011年9月22日
株式会社ケミトックス
中山紘一
高橋珠江

施行された EU の RoHS 指令のその後

タイ版 RoHS

タイは、1974年憲法の第77節に「環境と自然の保全と保護という政府の義務」を規定し、1975年になると「1975年国家環境保全推進法」(Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act B.E. 2518)が制定され、1976年には首相府に「国家環境委員会」の事務局を設置して環境対応を本格化するようになりました。

1979年になると、「1975年国家環境保全推進法」が一部改正され、「環境影響評価制度」を盛り込みました。

1992年2月、公害対策などの基本的な環境政策の枠組みの法整備を実施し、1975年に制定した「国家環境保全推進法」を改訂し、そして

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1.省エネルギー促進法2.工場法 (Factory Act B.E. 2535)3.公衆衛生法 (Public Health Act B.E.2535)4.有害物質法 (Hazardous Substance Act B.E.2535) |
|---|

などが相次いで整備されました。

また、「国家環境委員会事務局」を廃止し、科学技術・環境省の下に「環境政策計画事務局」、「公害対策局」、「環境保全推進局」の3局を新設しました。

さらに50億バーツの基金で「環境基金」が創設され、タイ環境研究所も設立されました。環境対策を実施するための基本的なインフラも構築されたこととなります。

タイの経済発展に伴って、工業化も進む一方で新たに浮上してきたのが増加する廃棄物の処理でした。2004年、工業省が「有害廃棄物マニフェストシステム」を告示し、翌年の2005年には、同省が「産業廃棄物処理」(分別)を、それぞれ告示し、法整備を整えてきました。

タイ全国で発生した2008年の固形の廃棄物は約1,500万トンに達したとも言われ、高まる有害廃棄物の増加に対応することが必要となってきました。

2006年7月1日に欧州で施行された電気電子機器に含有する有害物質の使用制限指令

(RoHS 指令)は、欧州にとどまらずアジアでは日本、中国、韓国、タイにも影響を及ぼす結果となりました。



日本は 2006 年 7 月、中国は 2007 年 3 月、韓国は 2008 年 7 月に、それぞれ施行しました。タイも 2008 年にタイ工業規格 TIS 2368-2551にて「危険物質を含有する可能性のある電気電子機器：特定の有害物質の使用制限」を制定して、EU の RoHS 指令と同じ 6 物質に対して使用制限するもので 2009 年 2 月に当該規格は施行され

ました。

以上、タイにおける環境問題の対応と環境規制の経緯を示しますと表 1 のようになります。

表 1 タイにおける環境関係の出来事

| 年度 | 環境関係の出来事 |
|------|--|
| 1974 | 憲法の第 77 節に「環境と自然の保全と保護という政府の義務」を規定 |
| 1975 | 「1975 年 国家環境保全推進法」(Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act B.E. 2518)を制定 |
| 1976 | 首相府に国家環境委員会事務局を設置 |
| 1979 | 1975 年 国家環境保全推進法が一部改正され、「環境影響評価制度」を盛り込む |
| 1992 | 公害対策などの基本的な環境政策の枠組みの法整備を実施し、1975 年に制定した国家環境保全推進法を改訂 国家環境委員会事務局を廃止し、科学技術・環境省の下に環境政策計画事務局、公害対策局、環境保全推進局の 3 局を新設。環境基金創設 (50 億バーツ)やタイ環境研究所設立し、省エネルギー促進法、工場法、公衆衛生法、有害物質法など整備 |
| 1993 | タイ・ビジネス評議会がグリーン・ラベルを制度化 |
| 2008 | タイ工業規格庁がタイ工業規格 TIS 2368-2551「危険物質を含有する可能性のある電気電子機器：特定の有害物質の使用制限」を公示 |
| 2009 | タイ工業規格 TIS 2368-2551「危険物質を含有する可能性のある電気電子機器：特定の有害物質の使用制限」を施行 (MorOorKor 2368-2008 号) |
| 2011 | タイ国家保健委員会がアスベストの使用禁止を内閣に要請 (第 4 種有害物質指定を検討) |
| | 特定工場に課せられる排出報告義務を施行 |
| | 有害廃棄物の適正な管理に向けて規制強化を検討 |
| | 「危険化学物質の低減と禁止の提案と計画」を検討し、1,3 ブタジエン、トリクロロエチレン、ジ 2 エチルヘキシルフタレート (DEHP)、ペンタ BDE、オクタ BDE などの 9 物質を対象としてその取り扱いに関する第 1 回の会合を開催 |

2011 年になって、タイ国家保健委員会がアスベストの使用禁止を内閣に要請（第 4 種有害物質指定を検討）し、有害廃棄物の適正な管理に向けて規制強化も検討されています。さらに、最近、「危険化学物質の低減と禁止の提案と計画」を検討し、1,3 ブタジエン、トリクロロエチレン、ジ 2 エチルヘキシルフタレート (DEHP)、ペンタ BDE、オクタ BDE などの 9 物質を対象に、その取り扱いについての第 1 回の会合も 2011 年 8 月に開催されており、今後、禁止案となるのかその行方を注視しておくことが必要となってきました。

<参考資料>

1. TIS 2368-2551 <http://itc.excise.go.th/tisi/fulltext/TIS2368-2551.pdf>
2. “Thai RoHS & Testing Standards”, Asian Electrical and Electronic Green Society International Conference October 2009